

平成25年3月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ワ)第30957号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成25年1月23日

判

決

原告

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

荒井哲朗

白井晶子

太田賢志

佐藤顕子

被告

三堀

主

文

- 1 被告は、原告に対し、36万4559円及びこれに対する平成22年9月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、株式会社ダイア・アイ・コム（以下「本件会社」という。）の従業員から、同社の未公開株式が上場間近であって確実に利益を得ることができるなどの虚偽の事実を告げられ、価値のない株式を購入させられ損害を被ったとして、本件会社の取締役であった被告に対し、会社法429条1項又は民法719条1項、709条に基づき、36万4559円（株式購入代金相当

額35万円及び弁護士費用3万5000円の合計額から被害回復がされた2万0441円を控除したもの)の損害賠償及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提となる事実(当事者間に争いがなく、掲記の証拠等により認定することができる事実)

(1) 原告は、昭和9年[redacted]生まれで、昭和62年に[redacted]銀行を退職し、その後、不動産会社等に10年ほど勤務したが、現在は、家賃収入と年金により生活している。また、原告は、平成21年7月当時、現物株取引以外の信用取引や先物取引等の投資経験は全くなかった(甲口6・1頁等)。

(2)ア 原告が本件会社の株式を購入した当時、本件会社は、非公開会社であり、株式の譲渡には、取締役会の承認が必要であった(甲口4)。

また、同社の株式は、当時、グリーンシート銘柄ではなかった(弁論の全趣旨)。グリーンシート銘柄以外の未公開株式は、一般に、公開される情報も少なく、一般投資家が当該会社の情報に接することも困難であり、その価値の評価が極めて困難であるため、その取得によって一般の投資家が不測の損害を被る危険性が高いものといわれている。

イ 被告は、少なくとも平成21年6月15日以前は、本件会社の取締役の地位にあった。

(3) 平成21年6月頃、原告の元に、「申込み手順」と題する文書(甲口1。以下「申込案内書」という。)等の本件会社の株式購入に関する資料が、本件会社名下にダイヤグループ事務局と記載された山田[redacted](以下「山田」という。)の名刺(甲口2)と共に、送付されてきた。

当該申込案内書には、本件会社の株式を購入する申込手順が記載されており、価格は1株3万5000円とされ、入金例として、1口35万円(10株券)、5口175万円(50株券)との記載があった。

(4) 平成21年7月24日、原告は、上記申込案内書の記載に基づき、同書に記載されていた三井住友銀行深川森下支店の普通預金口座（口座名義は、ダイヤグループ事務局）に本件会社の株式10株の購入代金として35万円を振り込んだ（甲口3）。

（上記(3)及び(4)につき、甲口6参照）

(5) 後日、原告の元に本件会社の株券が送付されてきた。当該株券（以下「本件株券」という。）の名義は、平成21年7月28日付けで原告とされ、原告の名義の横に、本件会社の証印がある。また、本件株券には、同株券の前株主として、ダイヤモンド投資事業組合との記載がある（甲口4）。

(6) 原告が代金を振り込んだ上記(4)の口座は、株式会社三井住友銀行により詐欺の犯罪利用口座等に該当するとして、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に基づき凍結され、同法に基づき、2万0441円が原告に対して被害回復分配金として支払われたため、原告は、これを本件の損害金の元金に充当するとして、同額について訴えを一部取り下げた。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本件会社の株式は本件会社が販売したものか。（争点1）

（原告の主張）

ア 本件会社は、平成21年6月頃、原告の元に、同社の株式購入に関する資料を送付した。

その後、原告に対し、買取業者から、「ダイア・アイ・コムは、環境関係（ゴミなど）の業務をやっている会社です。ダイアの株を買い取りたい。持っていませんか。倍の値段で買い取るので売ってほしい。将来的にも上場し、伸びが期待できる。」などと申し向ける電話がかかってきた。電話の内容を信じた原告は、本件会社の株式を1口購入することとし、資料に連絡先として記載されていたダイヤグループ事務局の山田に連絡をした。

そして、原告は、平成21年7月24日、前記第2の2(4)のとおり、本件会社の株式の購入代金として、35万円を振り込んだ。その後、原告の元に本件株券が送付された。

イ 本件会社は、非上場株式会社でありグリーンシート銘柄でもない自社の株式を正常な価格から大きく乖離した価格で販売する商法である、いわゆる未公開株商法を行う株式会社であるところ、その従業員である山田が原告に対し行った上記アの株式購入の勧誘・販売行為は未公開株商法の実行行為であり、不法行為に該当するから、本件会社は山田の行為について使用者責任を負う。(民法715条1項)。

ウ また、本件被害の経過・態様等に照らせば、山田の勧誘・販売行為は本件会社の通常業務とは異質の偶発的なものではなく、組織的詐欺商法の一発現であることが明らかであるから、本件会社は法人固有の不法行為責任を負う(民法709条)。

(被告の主張)

不知。

(2) 被告の責任の有無(争点2)

(原告の主張)

ア 被告は、未公開株商法を行っていた本件会社を組織・運営していた者として共同不法行為責任を負うとともに、同社の代表取締役齋藤■■(以下「齋藤」という。)の業務執行を監督し、是正すべき義務があったのにこれを怠り、漫然と違法な未公開株商法を行わせていたのであるから、会社法429条1項に基づく責任を負う。

イ 別件訴訟の期日で、齋藤が、被告が主張する時期に被告から辞任届を受領した旨を述べたこと(後記の(被告の主張)イ参照)は、認める。しかしながら、以下の事情からすれば、齋藤の上記発言は信用することができない。

(ア) 本件会社は、当該期日後の平成22年7月7日に、被告が平成21年11月4日に取締役を辞任した旨の登記をしているところ、仮に齋藤が上記期日で述べたとおり、同年6月16日に、被告から辞任届を受領していたのであれば、そのとおり登記すればよいのであり、そうしないことについての合理的理由は、見出し難い。

(イ) 齋藤は、費用の捻出が困難であるため、登記手続を執らなかつたと述べているが、役員の変更登記手続に要する費用は3万円であること、変更登記手続は代表取締役において簡単に申請することができること、役員の変更に係る登記は、原則としてその登記事由が発生したときから2週間以内に行わなければならないとされ(会社法915条1項)、その登記を怠ったときには、代表取締役には過料の制裁が科される可能性があること(同法976条1号)からすれば、上記齋藤の発言は、信用することができない。

(ウ) 齋藤の発言は、被告に対して損害賠償請求がされている訴訟の期日でされたものであり、被告が役員としての責任を追及されることを回避するために、被告及び齋藤らが企図してされたものであると考えられる。

(被告の主張)

被告は、平成21年6月16日に、齋藤に対し、本件会社の取締役を辞任する旨伝え、辞任のための手続をするよう求めたが、手続がされないため、その後も、何度も辞任の手続を執るよう求めていたものである。

ア 被告が顧問をしている株式会社ブレーンエンジ(以下「ブレーンエンジ」という。)が事業として環境機器の製造・販売を行っていたところ、齋藤から、5億円の資金を用意するので、総発売元として新たに設立する新会社に権利を譲渡してほしい旨の申出があり、また、被告及びブレーンエンジの代表取締役である高尾■■■■■に対し、新会社の技術担当役員として就任してほしいとの要請があった。交渉の結果、被告らは、新会社として設立

された本件会社の取締役になることを了解した。

しかし、本件会社の設立登記はされたが、約束の資金は用意されず、約束の期限も経過したので、交渉を打ち切った上、平成21年6月16日、齋藤に対し、本件会社の取締役を辞任する旨の辞任届を提出した上、辞任の登記をするよう求めた。ところが、同年7月に入っても手続がされなかったため、同年8月18日、齋藤に対し、再度、辞任届を提出して、辞任登記の手続をするように求めた。しかしながら、その後も手続がされなかったため、配達証明郵便で辞任届を送付した。

イ この点、本件と同じく、被告等に対して提起された別件の損害賠償請求訴訟の期日において、齋藤は、平成21年6月16日に、被告から辞任届を受け取ったが、費用がなかったため、辞任登記をしなかったと述べている。

(3) 原告の損害（争点3）

（原告の主張）

原告は、被告の行為により、本件株式の購入金額相当である35万円及び弁護士費用相当損害金3万5000円の損害を被ったが、前記第2の2(6)のとおり、2万0441円の被害金返還を受け、原告はこれを上記損害金の元本に充当したから、原告の損害は、36万4559円となる。

（被告の主張）

不知。

第3 当裁判所の判断

1 本件事実経過について

前記第2の2（前提となる事実）並びに証拠（甲ロ6、後掲各証拠）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

(1) 平成21年6月頃、原告の元に、本件会社の株式購入に係る手続が印刷された資料等が届けられた。その中には、本件会社の名称の下に、「ダイヤグル

- 「ダイヤグループ事務局」の肩書を付した山田の名刺が同封されていた。(甲口1, 2)
- (2) その後、原告に対し、買取業者から、本件会社の株式を持っているのであれば、倍の値段で売って欲しいなどと申し向ける電話がかかってきた。
- その電話の内容を信じた原告は、本件会社が将来的に上場する有望な会社であるものと考えて、本件会社の株式を購入することとし、山田に連絡を取った上で、平成21年7月24日に、購入代金を振り込んだ。すると、同月28日付けで原告名義に書き換えられた本件株券が、原告の元に送付されてきた。
- (3) 原告が株式購入代金を送金した銀行口座については、詐欺の犯罪利用口座等に該当するとして、その後、凍結措置が執られた(前記第2の2(6))。
- (4) なお、本件会社の株式が、その後、上場されたことをうかがわせる証拠はなく、また、本件事実経過に照らせば、原告が本件会社の株式の購入を勧誘された当時、本件会社の株式は、1株3万5000円の価値を有していなかったものと推認される。

2 争点1 (本件会社の株式は本件会社が販売したものか。)について

- (1) 上記1で認定した各事実を照らせば、本件会社の株式に関しては、多数の者に予め資料等を送付した上で、電話をかけて、本件会社が将来有望な会社である旨の誤解を生じさせるような話をする事により、これを信じた者に本件会社の株式を高額で購入させるという、大がかりな詐欺行為が行われたものであると認められる。
- (2) そして、本件会社の株式購入に係る資料等の記載や、購入代金の振込先として指定されている銀行口座の名義は、「ダイヤグループ事務局」となっており、一見すると、本件会社とは法人格を別にする者が、株式売却をしているかのように見える形式が取られている。

しかしながら、前記第2の2(3)及び(4)で認定したところによれば、原告が株式購入代金を送金した後、程なくして、原告名義への書換えがされた本件

株券が送付されてきており、前記(1)で述べたとおり、本件会社の株式については大がかりな詐欺行為が行われたと推認されることに照らせば、原告と同様に本件会社の株式を購入した者に対する名義書換えの申請が、短期間に多数行われたものと推認することができる。そうすると、非公開会社である本件会社において、そのような名義書換えの手続が短期間に集中するという事態が生じた場合には、本件会社としても疑問を感じるのが通常であると解される。ところが、本件全証拠及び弁論の全趣旨によっても、本件会社において、そのような疑問を感じたり、これを問題視したことをうかがわせる事情は見当たらない。

そうすると、前記1で認定したような大がかりな詐欺行為が行われていたことについては、本件会社としても承知していたものと推認される。ところであって、株式購入の勧誘については、本件会社自らが従業員等を用いて行わせていたか、あるいは、ダイヤグループ事務局がこれを行うことについて、本件会社としても何らかの形で関与していたものと考えざるを得ないものである。

(3) 以上によれば、本件会社が、自らの従業員等をして、又はダイヤグループ事務局を通じて、本件会社の株式を販売した行為は、原告に対する詐欺に当たると認められ、本件会社は、原告に対する不法行為責任を負うこととなる。

3. 争点2（被告の責任の有無）について

(1) 本件においては、前記2(2)で述べたとおり、原告が本件会社の株式を購入した頃には、本件会社に対し、多数の購入者に係る株式の名義書換えの申請がされていたことを推認することができる。

ところで、本件会社の株式の譲渡には取締役会の承認が必要であるから、被告その他の本件会社の取締役ら（以下「被告ら取締役」という。）においても、同時期に多数の名義書換えの申請がされていることにつき、疑問を感じ

るのが通常であるところ、本件全証拠及び弁論の全趣旨によっても、被告ら取締役において、そのような疑問を感じたり、これを問題視したことをうかがわせる事情は見当たらない。

そうすると、被告ら取締役は、原告を始めとする多数の者への詐欺行為の事実を、知っていたか、少なくとも容易に知ることができる状態にあったにもかかわらず、通常尽くすべき注意を欠いて、漫然と本件会社の株式に係る詐欺行為を看過したものと認められる。

よって、被告は、原告に対し、不法行為責任を負うというべきである。

- (2) 被告は、原告が平成21年7月24日に本件株式を購入するより前の同年6月16日には、齋藤に対し、本件会社の取締役を辞任する旨を伝え、辞任のための手続をするよう求めたが、手続がされないため、その後も、何度も辞任のための手続を執るよう求めていた旨主張する。

ア この点、被告等に対して提起された別件の損害賠償請求訴訟の期日において、齋藤が、平成21年6月16日に被告から辞任届を受け取ったが、費用がなかったため辞任登記をしなかったと述べたことについては、当事者間に争いが無い。

しかしながら、齋藤は、上記期日の後に、被告の辞任登記をした際には、辞任の時期を同年11月4日としており（乙ニ6）、齋藤の上記発言はにわかに信用することができないといわざるを得ない。

イ また、被告は、平成21年6月16日以降、繰り返し、辞任の手続をするように求めていた証拠として、辞任届や配達証明書（乙ニ2から5まで）を提出するが、当該証拠は、本件会社による受領の有無やその時期については必ずしも明らかでないものであり、これらをもってしても、原告が本件株式を購入するより前に、被告が本件会社に対して、辞任を届け出たことを認めるには足りないといわざるを得ない。

4 争点3（原告の損害）について

原告が被告の行為により本件株券に係る株式の購入代金として35万円を交付したこと、非上場会社であり、いわゆるグリーンシート銘柄でもない本件株券に係る株式を市場で売却することは著しく困難であること等を考慮すれば、原告が被告の行為により同額の損害を被ったことが認められる。

また、弁護士費用相当損害金は3万5000円と認めるのが相当である。

よって、原告は、38万5000円から、上記第2の2(6)の2万0441円を控除した36万4559円について損害賠償請求権を有する。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、訴訟費用の負担については民事訴訟法61条を、仮執行宣言については同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第13部

裁判長裁判官 花 村 良 一

裁判官 杉 浦 正 樹

裁判官佐藤康行は、差し支えのため、署名押印することができない。

裁判長裁判官 花 村 良 一

これは正本である。

平成 25 年 3 月 25 日

東京地方裁判所民事第 13 部

裁判所書記官 乗本達夫